

剣淵町不妊治療費助成のお知らせ

剣淵町では、不妊治療を受けている方への経済負担軽減等を目的として、下記のとおり「不妊治療費の助成事業」を行っています。

今年度は、平成24年4月1日以降の治療が対象です。申請は、平成25年3月となります。

1・対象となる治療 タイミング法・人工授精による治療

2・対象となる方 対象となる治療を受けている方で、次のいずれにも該当する方

- ・町内に住所がある方
- ・法律上の婚姻をしている方
- ・北海道が指定した医療機関で治療した方

〔旭川指定医療機関…旭川医科大学病院
みずうち産科婦人科・森産婦人科病院〕

3・助成金の額及び助成の期間

1年度あたりの治療に要する費用の2分の1の額を助成します。ただし、10万円を限度とします。助成期間は、通算5年間とします。

4・申請手続き

毎年度3月に申請手続きをし、4月に助成金を支払います。

今年度申請は、平成24年4月1日以降の治療が対象です。

申請に必要なもの ～ 不妊治療受診証明書・領収書・印鑑

5・申請場所

ふれあい健康センター



*北海道で行っている特定不妊治療費助成事業(治療対象～体外受精・顕微授精)については、名寄保健所が申請窓口となります。(☎01654-3-3121)

*不明な点がございましたら、お気軽にご相談下さい。

お問い合わせ先 健康福祉課保健グループ ☎34-3955

剣淵町で受付した義援金額

■日本赤十字社北海道支部
(住民課)
2,881,256円(12月10日現在)

■北海道共同募金会
(社会福祉協議会)
1,886,640円(12月10日現在)

義援金受付期間
平成25年3月31日まで

東日本大震災義援金を
受け付けています

剣淵町で平成23年3月14日から平成25年3月31日まで義援金の受付を行っています。

皆様からたくさん義援金が寄せられております。心から感謝申し上げます。

▼日本赤十字社北海道支部
剣淵町役場住民課(日赤剣淵町分区)へ直接、義援金をお持ちください。受領書を行います。免税領収書が必要な場合は、窓口で申し出いただくと、後日日本赤十字社から発行されます。

▼北海道共同募金会
剣淵町社会福祉協議会(共同募金会)へ直接、義援金をお持ちください。受領書を行います。